

甲州市

協働のまちづくり推進計画

平成 24 年 3 月策定

令和 5 年 3 月改定

はじめに

近年、人口減少と少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会、経済への影響など、私たちを取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

このような社会の中で、市民の価値観やニーズ、地域が抱える課題も多様化、複雑化しており、行政だけではきめ細かな対応が難しくなっています。

こうした状況に的確に対応していくために、市民と行政、また事業者など、さまざまな主体が協力し合い、共通の目標の達成や課題解決に向けて行動する、協働のまちづくりがより一層重要となっています。

本市では、「次代へつなぐ元気な甲州への道標」と題した甲州市協働のまちづくりを進める基本方針に基づき、甲州市協働のまちづくり推進計画を策定し、市民、地域、事業者と行政が横断的に協力し、ともにまちづくりの課題解決に取り組んでまいりました。

このたびの改定は、これまでの取り組みに新たな視点を取り入れ、今後の協働のまちづくりをさらに推し進めていくための方向性を示しております。

これまで、様々な場面で、すでに市民、事業者等と行政による協働の取組が行われていますが、さらに多くの参画を目指し、第2次甲州市総合計画の基本目標の一つでもあります「ともにつくる参画と協働のまちづくり」の実現のため、取り組んでまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重な意見や提言をいただきました甲州市協働のまちづくり推進委員会の皆様並びにご協力賜りましたすべての皆様に心から厚くお礼申し上げます。



令和5年3月

甲州市長 鈴木 幹夫

目次

まえがき・・・1

1. 推進方針・・・3

2. これまでの取組・・・3

3. これからの協働に向けて・・・3

4. 甲州市協働のまちづくり推進計画・・・4

(1) 啓発活動の推進・・・5

(2) 人材の育成・・・7

(3) 市民活動に対する支援機能の強化・・・9

(4) 推進に向けた態勢づくり・・・11

(5) 制度化に向けた研究・・・13

資料編

まえがき

私たちのまち甲州市は、豊かな自然や歴史文化に彩られた果樹園交流のまちです。昔からの良き伝統や地域の絆が息づいています。このまちをより元気に、より暮らしやすく、より魅力あるまちにしていくためには、私たち市民一人ひとりが、自ら進んで行動していかなければなりません。一人では解決できないような問題も多くあります。まずは私たち一人ひとりが、身近なことから取り組んでいくことが大切です。

近年、経済状況や社会環境の変化により地域課題は多様化し、行政だけでは対応が難しくなっています。教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉など、人を支える公共の役割に市民一人ひとりが参加し、地域全体で担っていくという新しい価値観を醸成していく必要があります。「協働のまちづくり」は、私たちの生活基盤である区や公民館などの地域組織と、地域の生活課題に取り組むNPO※やボランティア・グループなどの市民団体が中心になって、行政や事業者と対等な立場で、ともにまちづくりの課題に取り組み、新たな地域社会をつくっていかうという運動です。

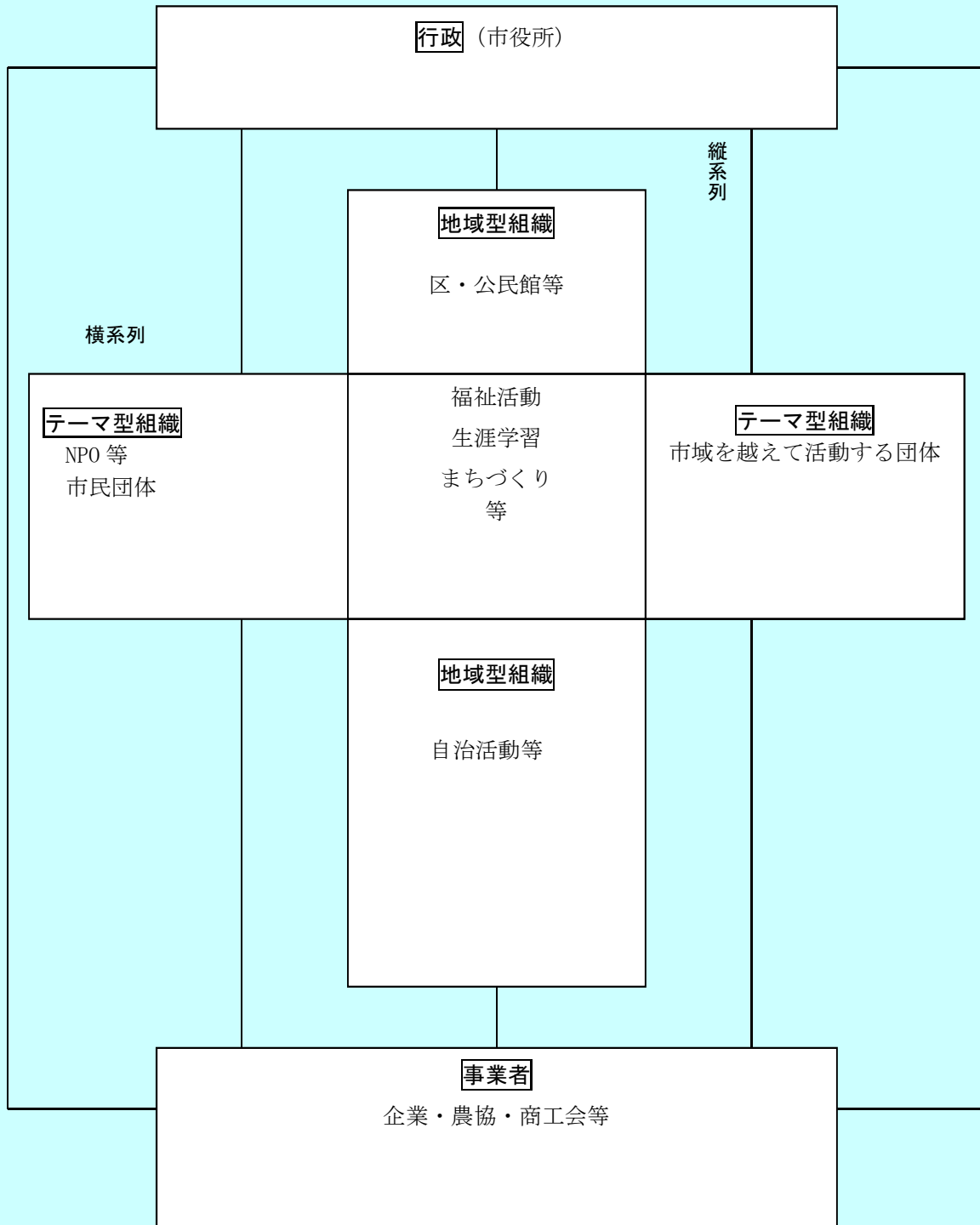
協働のまちづくりの主役は市民です。従来の行政主導ではない市民主体の活動をいかに推進していくか、ということが基本です。社会をよくしていこうと、それぞれの理念と目標をもって結成された市民団体の取り組みは、行政の手が行き届かなかった分野においても効果を発揮しています。いわゆる「新しい公共」を担う主体である市民団体が自立していくため、行政をはじめ、一人ひとりの市民や地域、企業等がその役割を理解して、物心両面において活動を支援していくことが必要です。

市民と行政の協働には、相互の信頼関係が不可欠です。協働のまちづくりの推進は、市の施策全般に関わることから、行政としても、単なる情報提供だけでなく、常に情報を共有して、課題の解決と一緒に取り組む姿勢が求められます。

※NPO 利益の追求を目的としないで、社会的な使命の実現を目指して、公益的な活動を行う民間の組織や団体をいう。特定非営利活動促進法(通称 NPO 法)に基づいて認証された団体はNPO法人と呼ぶ。英語の non-profit(非営利)organization(組織)の略。

【本市における協働のイメージ】

甲州市における協働のイメージ



1. 推進方針 ～甲州市協働のまちづくりを進める基本方針から～

- (1)啓発活動の推進
- (2)人材の育成
- (3)市民活動に対する支援機能の強化
- (4)推進に向けた態勢づくり
- (5)制度化に向けた研究

2. これまでの取組

- 2010年(平成22年)7月 甲州市市民との協働に関する指針策定委員会を設置
- 2011年(平成23年)3月 「次代へつなぐ元気な甲州(まち)への道標(みちしるべ)甲州市協働のまちづくりを進める基本方針」を策定
- 2011年(平成23年)7月 甲州市協働のまちづくり推進委員会を設置
- 2012年(平成24年)3月 「甲州市協働のまちづくり推進計画」を策定
- 2022年(令和4年)3月 「甲州市協働のまちづくり推進計画」見直しを実施

3. これからの協働に向けて

行政・市民・事業者との協働において、甲州市は行政と地域型組織との縦の関係の協働をその特色としています。そのため、これまでも行政と地域型組織との協働例は多くありますが、ともすれば固定化し硬直化する傾向にあります。行政においても、地域型組織においても、これからの目指す社会に合わせた組織の運営方法を検討し、あらゆる場面で横断的な連携を行い、より適切で効果的な関係を築いていくことが必要とされています。

甲州市には区、地区公民館、自治公民館など従来の地域型組織があり、地域の人づくり地域づくりに貢献しています。今後もこの組織を活かした新しい協働事業の可能性を探る必要があります。また、その上で、新しい市民団体等との協働を進めていくことも大切です。

社会の進展に柔軟に対応していく姿勢は、行政にも求められています。行政における協働には、さまざまな形態があります。市の計画づくりやイベント運営への市民参加も協働になります。また、市民団体等と行政が対等な立場で、直面する課題の解決に向けて協力して取り組むことも挙げられます。

行政運営においては、常に市民の声が反映されているか、市民や事業者等との「協働スタイル」となっているか、注意を払いながら行動していく姿勢と実践力が要求されています。今後とも協働のまちづくりのあり方について、検討し、実行し続けていく必要があります。

4. 甲州市協働のまちづくり推進計画【体系】

推進方針	推進項目	推進施策
(1) 啓発活動 の推進	① 地域における研修や啓発活動等の 推進	研修、啓発事業等の実施
		意見交換会等の開催
	② 広聴広報活動の強化	広報紙による情報提供
		ホームページによる情報提供
		パブリックコメントの実施
		協働PR用リーフレット等の作成
		多様な広報媒体の活用
		市民にわかりやすい情報提供
		各種イベントを活用した啓発
		意見交換会・シンポジウム等の実施
事業者等への情報提供		
③ 男女共同参画推進運動との連携	男女共同参画推進運動との連携	
(2) 人材の 育成	① 次代を担う青少年の育成	地域を知る学習会等の実施
		青少年の地域活動への参加の促進
	② 地域リーダーの育成	市民団体や市民を対象とした研修等の機会を設ける
		コーディネーター・ファシリテーター養成
		リーダー養成講座の開催
	人材の登録とネットワーク化	
③ 市職員の研修等強化	市職員の研修活動の推進	
市職員の地域活動等への参加推進		
(3) 市民活動 に対する 支援機能 の強化	① NPO やボランティア・グループ等が 取り組むまちづくり活動促進のため 行政による支援機能の強化	NPO やボランティア・グループ等への公共施設等を活用した活動拠点や情報共有の場の提供等支援
		NPO やボランティア・グループ等への補助金、助成金等の財政的支援
	② 地域型組織への支援の強化	地域型組織の活性化支援
市職員による支援活動の推進		
地域型組織が行う活動に対する財政的支援		
(4) 推進に向 けた態勢 づくり	① 地域ごとの緩やかな連携体制	区や公民館、NPO、ボランティア・グループ等のネットワーク化
	② 全市的な推進組織	協働のまちづくりを推進する市民参画による組織の設置
	③ 市役所内における推進と連携組織 の設置	市に推進本部を設置
		市に職員ワーキンググループを設置
④ 大学・研究機関との連携強化	大学・研究機関との連携強化	
(5) 制度化に 向けた 研究	① 推進計画の策定	協働のまちづくり推進計画の策定
	② 条例化に向けた研究	条例化に向けた研究
	③ 市民活動に必要な資金調達への市民 参加方式の研究	市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究

(1) 啓発活動の推進

わたしたちは、市政や地域に関する情報や市民の意見、地域団体の活動の状況などをわかりやすく提供する機会や手段を充実させ、お互いの情報を共有していきます。まちづくりの情報が適切に公開されるしくみを作るとともに、まちづくりについて男女ともに参画し考えることができる地域社会の実現をめざします。

推進施策	内容	担当課
① 地域における研修や啓発活動等の推進		
■ 研修、啓発事業等の実施	区や公民館等が主体的に関わる研修、啓発事業等を実施します。	市民課 生涯学習課
■ 意見交換会等の開催	区や公民館等が主体的に関わる地域住民対象の意見交換会等を実施します。	市民課 生涯学習課
② 広聴広報活動の強化		
■ 広報紙による情報提供	「広報こうしゅう」、「こうしゅう市議会広報」との連携を図ります。	市民課 政策秘書課 議会事務局
■ ホームページによる情報提供	市ホームページを活用した協働に関するサイトの設置や、NPO、ボランティア・グループ等の活動情報の一元化を図ります。	市民課 政策秘書課
■ パブリックコメントの実施	市の施策について、ホームページなどを活用し市民の意見を反映します。	各課共通
■ 協働PR用リーフレット等の作成	協働のまちづくりを推進拡大していくため市民、区自治会、公民館などへ事例集やPR用リーフレットなどの作成・配布をします。	市民課
■ 多様な広報媒体の活用	各関係機関ホームページ、フリーペーパー・タウン誌、掲示板、ブログ、TV・ラジオ、回覧板、マスコットキャラクター等様々な広報のツールを活用します。	市民課 政策秘書課 総務課
■ 市民にわかりやすい情報提供	市民との情報共有を推進するため、市の施策、財政(予算、決算)等市民が読みやすい、理解しやすい、親しみやすい、活用しやすい工夫をこらした情報提供をします。	各課共通

■各種イベントを活用した啓発	市の祭りやイベント、ウォーキング、フットパス、NPO、ボランティア団体等のイベントを活用した啓発活動を行います。	各課共通
■意見交換会・シンポジウム等の実施	協働のまちづくりやNPO、ボランティア・グループ等への理解を深めるための市民を対象とした講演会、研修、講座、ワークショップなどを開催します。	市民課
■事業者等への情報提供	広報等の配布方法を検討し、事業者等へ必要な情報提供ができるようにします。	市民課 政策秘書課
③ 男女共同参画推進運動との連携		
■男女共同参画推進運動との連携	協働の観点から連携して啓発活動を実施します。	市民課

(2) 人材の育成

わたしたちは、地域活動や市民活動を担うリーダーの発掘や人材の育成など積極的に取り組んでいくとともに、個性的で魅力のあるまちづくりに向け、身近な地域課題の解決に取り組んでいくという意識を育てていきます。また、こうした人材を活用して、青少年をはじめ連続する幅広い世代を通じて、協働のまちづくりの学習機会を提供していきます。

推進施策	内容	担当課
① 次代を担う青少年の育成		
■地域を知る学習会等の実施	青少年を対象に、地域の歴史、文化、産業遺産などを知る学習会を実施し、青少年の地域貢献など社会性を養います。	生涯学習課
■青少年の地域活動への参加の促進	青少年を対象とした事業の企画、運営、また地域活動の相談、支援をします。	生涯学習課
② 地域リーダーの育成		
■市民団体や市民を対象とした研修等の機会を設ける	地域の人的資源を発掘し、協働のまちづくり活動を担う人材となってもらうため、市民、ボランティア・グループ等を対象とした研修会等を実施します。	各課共通
■コーディネーター・ファシリテーター養成	地域のリーダーとなり、地域の様々な活動をつなげたり、まとめたりできるコーディネイト、ファシリテイト能力を備えた人材を養成します。	各課共通
■リーダー養成講座の開催	まちづくりの中心的な役割を担うリーダーを養成するため、まちづくり活動の企画、組織運営、管理等、行政、NPO、ボランティア・グループ、事業者等が主体となった講座・ワークショップ等の開催をします。	各課共通
■人材の登録とネットワーク化	協働のまちづくりを担う人材の登録と、行政、市民、NPO、ボランティア・グループ、事業者等の人材ネットワークを構築します。	各課共通

③ 市職員の研修等強化		
■市職員の研修活動の推進	市役所の協働体制を推進するため、協働に関する市職員の研修の機会を多く提供し、職員のリーダー力、企画力、調整力等の資質の向上を図ります。	市民課 総務課
■市職員の地域活動等への参加推進	市職員が地域の活動や協働事業等に積極的に参加することを推進します。	各課共通

(3) 市民活動に対する支援機能の強化

わたしたちは、地域住民が活動をしやすい環境づくりを行ないます。地域活動や市民活動の拠点や窓口の充実に努めるとともに、財政的及び人的な支援をおこない、継続的・安定的な活動ができるよう支援を行ないます。また、区や公民館などの地域型組織の活性化を図ります。

推進施策	内容	担当課
①NPO やボランティア・グループ等が取り組むまちづくり活動促進のため行政による支援機能の強化		
■NPO やボランティア・グループ等への公共施設等を活用した活動拠点や情報共有の場の提供等支援	NPO、ボランティア・グループ等の活動拠点や情報共有の場を提供するため、既存公共施設等を提供し、必要な整備等を行います。又わかりやすい情報提供等を行います。	各課共通
■NPO やボランティア・グループ等への補助金、助成金等の財政的支援	NPO やボランティア・グループ等が行う新たなまちづくり事業に対する助成制度や、既存の補助金を統合した包括的な補助金により、地域課題や地域の特性に応じた事業に対する財政的支援をします。	各課共通
② 地域型組織への支援の強化		
■地域型組織の活性化支援	区や公民館などの既存の地域型組織の継続した活動や、新たなまちづくり事業に対して、支援を行います。	各課共通
■市職員による支援活動の推進	地域、NPO、ボランティア・グループ、事業所等が行うまちづくり事業に対して、各課、両支所及び職員による支援活動を推進します。	各課共通

<p>■地域型組織が行う活動に対する財政的支援</p>	<p>区や公民館などが行う新たなまちづくり事業に対して、財政的な支援を行う制度を設けます。</p>	<p>各課共通</p>
-----------------------------	---	-------------

(4) 推進に向けた態勢づくり

わたしたちは、市民参画による全市的な推進組織を設置し、行政内における横断的な連携を進め協働を促進します。それを通じて、市民、区や公民館、NPO、ボランティア・グループ、企業・事業者など地域のまちづくりの担い手が、地域の課題の解決や地域の活性化のため、それぞれの責任と役割分担を明らかにしながら、より有機的で効果的な活動ができるよう、緩やかな連携が図られるよう支援します。また、地域の経済の活性化のため、地域住民と企業・事業者などとの関係の強化を支援します。市は大学や研究機関と連携しながら、新しい理念や手法などについて導入を図っていきます。

推進施策	内容	担当課
① 地域ごとの緩やかな連携体制		
■ 区や公民館、NPO、ボランティア・グループ等のネットワーク化	地域ごとに、区や公民館、NPO 等各種団体、事業者等が話し合いや情報交換ができる緩やかな連携体制の構築をします。又地域と事業者等との関係の強化を図ります。	各課共通
② 全市的な推進組織		
■ 協働のまちづくりを推進する市民参画による組織の設置	協働のまちづくり施策を推進するにあたり、市民から幅広く意見を聞くための組織を設置。又市民等からの提案型事業等を審査する第三者的機関としての機能を付与します。	市民課
③ 市役所内における推進と連携組織の設置		
■ 市に推進本部を設置	全庁的に協働の推進を図るため、総合調整機能を持った市役所内の横断的組織を設置します。	市民課
■ 市に職員ワーキンググループを設置	推進本部や協働のまちづくり推進委員会の指示決定に基づき、具体的なまちづくり事業を検討するための職員によるワーキンググループを設置します。又職員協働マニュアルの作成を行います。	市民課

④ 大学・研究機関との連携強化

■大学・研究機関
との連携強化

大学や研究機関などの外部機関との連携を強化し、理念や手法の確認、新しい考え方の導入や実践策について研究します。

各課共通

(5) 制度化に向けた研究

わたしたちは、市民協働のまちづくりの理念を具体化するための推進計画作りや制度的な基盤となる条例作りなどについて検討をおこないます。また、NPO やボランティア・グループ等の市民団体の活動が安定して行なえるよう、資金調達方法など市民とともに研究していきます。

推進施策	内容	担当課
① 推進計画の策定		
■協働のまちづくり推進計画の策定	市民協働のまちづくり推進委員会により協働のまちづくり推進計画を策定します。	市民課
② 条例化に向けた研究		
■条例化に向けた研究	協働推進条例、自治基本条例の検討を行います。	市民課
③ 市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究		
■市民活動に必要な資金調達への市民参加方式の研究	NPO、ボランティア・グループ等の市民団体のまちづくり活動が継続的・安定的に行えるような市民参加方式の資金調達の仕組みについて研究します。	各課共通

資料編

課名	担当名	事業名	事業概要	協働事業の相手先名称	相手先分類						事業形態								
					NPO法人	ボランティア団体、市民活動団体	地域団体	実行委員会、協議会	事業者	学校等教育団体	その他	共催	実行委員会、協議会	委託	補助	後援	情報提供	意見交換、	事業協力
29	農林振興課	果樹農林担当	峡東地域世界農業遺産推進協議会業務	峡東地域におけるぶどうやももなど伝統的な果樹栽培や農村景観を保全していくため、環境と調和した持続可能な農業の発展と地域の活性化に寄与する。				○					○						
30	農林振興課	果樹農林担当	農業振興協議会事業	各種作物の調査、試験研究等を行うなかで、生産指導等を実施し、栽培の合理化と技術の向上に努め、生産者の所得増大と経済的地位の向上を目指す				○					○		○				
31	農林振興課	果樹農林担当	甲州市農協技術員連絡会事業	十分な調査や研究を行い、地域農業を振興するための取組みを行い、地域農業の活性化を図るため活動を行う。				○					○		○				○
32	農林振興課	果樹農林担当	甲州市指導農業士会事業	次代の農業後継者の育成と青年農業者の育成指導に努めるとともに、甲州市の農業振興ならびに会員の福利増進と地域社会の発展を図る。				○					○		○				
33	農林振興課	果樹農林担当	甲州市生活研究グループ事業	女性の持つ技術、知恵、感性を活かした活動を展開し、健康で住みよい生活を送ることを目指すとともに、地域への積極的な社会参加を図る。				○					○		○				
34	農林振興課	基盤整備担当	有害鳥獣防護柵維持管理事業	市等有有害鳥獣による農業等被害を防止するため設置し管理している共同防護柵について、その維持管理をするための協定等を締結している各地域の防護柵管理組合等に対して支援する。			○								○				
35	農林振興課	果樹農林担当	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害対策実施隊が中心となって甲州市における被害防止対策が適切に行われるよう必要な体制整備を図る。			○								○				
36	農林振興課	果樹農林担当	有害鳥獣駆除対策事業	甲州市における野生鳥獣による農林業等の被害を防止し、農林産業の発展並びに地域住民の生活環境の改善を目的とする。				○	○				○		○				
37	農林振興課	果樹農林担当	特定鳥獣保護管理事業	鳥獣の適正な保護管理を行い、鳥獣による被害対策等の効果的な実施を図る。			○								○				
38	農林振興課	果樹農林担当	大藤地区カラス捕獲	甲州市塩山大藤地区の地元農家を中心となって、カラスの捕獲駆除を行う。			○		○				○	○					○

計画改定の経過

甲州市協働のまちづくり推進委員会

第1回 令和4年9月6日

第2回 令和4年10月17日

第3回 令和5年1月24日

第4回 令和5年2月14日

庁内作業部会

第1回 令和4年8月5日～8月23日 令和3年度協働事業実施調査

第2回 令和4年10月6日～10月31日 推進計画見直し

第3回 令和4年2月15日～2月22日 推進計画改定案の確認

課内作業部会

令和4年11月1日～12月22日 見直し案の検討

令和5年1月25日～2月13日 見直し案の修正

令和5年2月24日～2月28日 改定案の最終確認

甲州市協働のまちづくり推進委員

順不同、敬称略

	氏名	所属等	備考
1	丸山 正次	山梨学院大学副学長 法学部政治行政学科教授	有識者
2	有賀 文雄	地域づくりボランティア	有識者
3	雨宮 正明	甲州市区長会 会長	団体
4	坂本 覚	甲州市区長会 副会長	団体
5	古屋 公男	甲州市区長会 副会長	団体
6	柏原 健仁	甲州市公民館館長主事会 会長	団体
7	鈴木 清	甲州市公民館館長主事会 副会長	団体
8	石田 春雄	甲州市公民館館長主事会 副会長	団体
9	橋爪 孝裕	甲州市社会福祉協議会 事務局長	団体
10	武井 芳樹	甲州青年会議所 理事長	団体
11	名取 俊近	甲州市商工会 副会長	団体
12	塚田 純子	NPO 法人 あっぷる 代表	団体
13	榊原 雅樹	NPO 法人 コロボックル 理事長	団体
14	吾妻 治久	地域づくりボランティア	公募
15	中村 実	甲州スポーツ倶楽部代表	公募
16	小俣 多美子	勝沼フットパスの会	公募

甲州市協働のまちづくり推進計画

編集 市民課

甲州市協働のまちづくり推進委員会

〒404-8501

山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

0553-32-2111(代表)